

## 第5章 教育・保育及び地域子ども・ 子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「敦賀市子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を1つの区域と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、市全域を1つの区域とします。

## 2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から令和元年の10月1日の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、今後も減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	480	471	461	450	439
1歳	432	491	482	472	459
2歳	511	432	491	482	472
3歳	540	511	432	491	482
4歳	547	537	508	430	489
5歳	560	552	542	512	433
6歳	573	558	550	540	510
7歳	574	567	552	544	535
8歳	562	572	565	550	542
9歳	598	559	569	562	547
10歳	618	598	559	569	562
11歳	581	617	598	559	569
合計	6,576	6,465	6,309	6,161	6,039

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

### 3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

1号認定 - 満3歳以上の学校教育を受ける小学校就学前の子ども

2号認定 - 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた小学校就学前の子ども

3号認定 - 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた小学校就学前の子ども

#### 【令和2年度】

		令和2年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,647		943	480	
量の見込み（A）		350	83	1,209	636	137
<b>確保量</b>						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	583	1,376		544	122
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0	0		0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等		0		40	17
企業主導型保育事業			0		0	0
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設		0		0	0
確保量合計（B）		583	1,376		584	139
過不足（C）=（B）-（A）		233	84		▲52	2
<b>当該年度までに新たに確保する量</b>						
特定保育施設（D）						
確保後の過不足（C）+（D）						

※ 確保量の不足分については、設備運営基準を満たした上で、定員の弾力化により定員を超えて受け入れます。

【 令和3年度 】

		令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,600		923	471	
量の見込み（A）		340	81	1,175	623	134
<b>確保量</b>						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	583	1,376		544	122
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0	0		0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	/	0		40	17
企業主導型保育事業			0		0	0
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設		0		0	0
確保量合計（B）		583	1,376		584	139
過不足（C）＝（B）－（A）		243	120		▲39	5
<b>当該年度までに新たに確保する量</b>						
特定保育施設（D）						
確保後の過不足（C）＋（D）						

※ 確保量の不足分については、設備運営基準を満たした上で、定員の弾力化により定員を超えて受け入れます。

【 令和4年度 】

		令和4年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,482		973	461	
量の見込み（A）		315	75	1,088	656	132
<b>確保量</b>						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	583	1,376	544	122	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0	0	0	0	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等		0	40	17	
企業主導型保育事業			0	0	0	
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設		0	0	0	
確保量合計（B）		583	1,376	584	139	
過不足（C）＝（B）－（A）		268	213	▲72	7	
<b>当該年度までに新たに確保する量</b>						
特定保育施設（D）						
確保後の過不足（C）＋（D）						

※ 確保量の不足分については、設備運営基準を満たした上で、定員の弾力化により定員を超えて受け入れます。

【 令和5年度 】

		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,433		954	450	
量の見込み（A）		305	72	1,052	643	128
<b>確保量</b>						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	583	1,376	544	122	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0	0	0	0	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等		0	40	17	
企業主導型保育事業			0	0	0	
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設		0	0	0	
確保量合計（B）		583	1,376	584	139	
過不足（C）＝（B）－（A）		278	252	▲59	11	
<b>当該年度までに新たに確保する量</b>						
特定保育施設（D）						
確保後の過不足（C）＋（D）						

※ 確保量の不足分については、設備運営基準を満たした上で、定員の弾力化により定員を超えて受け入れます。

【 令和6年度 】

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,404		931	439	
量の見込み（A）		298	71	1,031	628	125
<b>確保量</b>						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	583	1,376		544	122
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0	0		0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等		0		40	17
企業主導型保育事業			0		0	0
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設		0		0	0
確保量合計（B）		583	1,376		584	139
過不足（C）＝（B）－（A）		285	274		▲44	14
<b>当該年度までに新たに確保する量</b>						
特定保育施設（D）						
確保後の過不足（C）＋（D）						

※ 確保量の不足分については、設備運営基準を満たした上で、定員の弾力化により定員を超えて受け入れます。



### 【 今後の方向性 】

本市の特定教育・保育施設は、認可保育所が19箇所（公立11箇所、私立8箇所）、認定こども園が4箇所（私立4箇所）で、特定地域型保育所が3箇所（私立3箇所）です。

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、必要に応じて事業計画を見直し、もっとも適当な時期により効果的な教育・保育施設の確保に取り組みます。

公立保育所については、今後の児童数が減少することを鑑み、施設の統廃合について検討します。

また、保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図ります。

## 4 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業

#### 【 概要 】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等のサービスを円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

#### 【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置箇所	1	1	1	1

#### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	1	1	1	1	1
確保策 (B)	1	1	1	1	1
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

#### 【 今後の方向性 】

「子育て世代包括支援センター」：健康推進課、子育て総合支援センター

子育て総合支援センターの利用者支援窓口（基本型）において、子育て家庭の個別のニーズを把握し、保育サービス利用に対する相談業務、保育資源・保育サービスの情報収集・提供業務に取り組むとともに、健康センターはびふるに設置された母子保健型の子育て相談・支援窓口と連携し、「子育て世代包括支援センター」として、妊娠期から出産・子育てにわたる切れ目のない支援を目指します。

## (2) 時間外保育事業

### 【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

### 【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実利用人数	291	292	244	208

### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	228	222	216	210	206
確保策 (B)	228	222	216	210	206
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

### 【 今後の方向性 】

実施施設

延長保育：公立11箇所、私立：14箇所

休日保育：私立：2箇所

ニーズに適切に対応しつつ、年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

### (3) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

#### 【 概要 】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

#### 【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録児童数	712	784	834	855

#### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	941	926	909	892	866
1年生	281	279	276	273	267
2年生	249	245	240	235	228
3年生	209	205	201	197	191
4年生	134	131	128	125	121
5年生	44	43	42	41	39
6年生	24	23	22	21	20
確保策（B）	1,026	1,041	1,041	1,041	1,041
差引（B）－（A）	85	115	132	149	175

#### 【 今後の方向性 】

##### 実施施設

17個所（公立16個所、民間委託1個所）

児童数の推移及び年度ごとの利用状況を踏まえ、ニーズに適切に対応し、事業を実施します。

また、令和3年度開校予定の角鹿中学校区小中一貫校の設置に伴い、同校区内の3児童クラブ（北・咸新・第2咸新）を統合し、角鹿小中学校内に角鹿児童クラブ（仮称）を新たに整備します。

#### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

##### 【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

##### 【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用日数	22	24	26	58

##### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	171	169	165	162	159
確保策（B）	171	169	165	162	159
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

##### 【 今後の方向性 】

実施施設1箇所（民間委託）

施設種別：乳児院／児童養護施設

ニーズに適切に対応しつつ、利用者の実情や年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【 概要 】

市保健師又は訪問指導員が、生後120日までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

### 【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ訪問件数	589	552	551	459

### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	480	471	461	450	439
確保策	480	471	461	450	439
	実施体制： 15人 実施機関：敦賀市				

### 【 今後の方向性 】

人口推計における0歳児の人数を量の見込みとしています。

社会的な支援を必要としている家庭を把握し、子育て家庭の孤立を防ぎます。

## (6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会等による要保護児童等に対する支援に資する事業

### 【概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

要保護児童対策地域協議会による要保護児童等に対する支援に資する事業は、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童または出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦への適切な支援を図る事業です。

### 【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問件数	0	0	0	1
年間開催回数	44	46	37	43
代表者会議	1	1	1	1
実務者会議	10	10	10	10
ケース会議	33	35	26	32
相談対応件数	311	307	360	360

### 【量の見込みと確保策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問件数	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保策	1	1	1	1	1
年間開催回数	量の見込み	41	41	41	41	41
	確保策	41	41	41	41	41
	代表者会議	1	1	1	1	1
	実務者会議	10	10	10	10	10
	ケース会議	30	30	30	30	30
相談対応件数	量の見込み	423	441	454	473	492
	確保策	423	441	454	473	492
確保策		実施体制： 5人    実施機関：敦賀市				

### 【今後の方向性】

関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会において対応を検討します。

支援を必要とする乳幼児や保護者等に、居宅において、養育に関する相談、指導、助言等の援助を継続して行います。

## (7) 地域子育て支援拠点事業

### 【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用人数	50,375	54,001	54,489	51,295

### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	47,965	46,988	48,336	47,325	46,179
確保策	47,965	46,988	48,336	47,325	46,179
(個所)	3	3	3	3	3

### 【 今後の方向性 】

実施施設3個所（直営2個所、民間委託1個所）

現体制を維持するとともに、子育て中の育児不安等を解消するため、さらなる体制の充実を図ります。



## (8) 一時預かり事業

### 【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間開催回数	34,092	14,173	15,455	15,808
幼稚園における一時預かり	18,831	—	—	2,634
幼稚園における一時預かり以外	15,261	14,173	15,455	13,174

### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	20,121	19,623	19,112	18,594	18,181
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	3,169	3,078	2,851	2,757	2,701
2号認定による 定期的な利用	0	0	0	0	0
その他	16,952	16,545	16,261	15,837	15,480
確保策（B）	20,121	19,623	19,112	18,594	18,181
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	3,169	3,078	2,851	2,757	2,701
2号認定による 定期的な利用					
その他	16,952	16,545	16,261	15,837	15,480
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	0	0	0	0	0
2号認定による 定期的な利用					
その他	0	0	0	0	0

### 【 今後の方向性 】

実施施設

    幼稚園：3箇所（私立3箇所）

    保育所：7箇所（公立1箇所、私立6箇所）

利用状況やニーズを踏まえ、確保の内容を維持していきます。

## (9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

### 【 概要 】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

### 【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用日数	12	6	13	12

### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	421	412	401	390	382
確保策（B）	421	412	401	390	382
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

### 【 今後の方向性 】

平成31年4月に直営の病児・病後児保育施設を開設しました。

定員：6名 利用できる日時：平日午前8時から午後6時

ニーズに適切に対応しつつ、年度ごとの利用状況を見ながら適切に事業を実施します。

## (10) ファミリー・サポート・センター事業

### 【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間登録児童数	未実施	未実施	未実施	未実施

### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	624	620	609	597	580
確保策（B）	0	0	0	0	0
就学前児童	0	0	0	0	0
小学生	0	0	0	0	0
差引（B）－（A）	▲ 624	▲ 620	▲ 609	▲ 597	▲ 580

### 【 今後の方向性 】

現在実施している事業者はありませんが、今後、ニーズを踏まえ、体制の構築、事業を行う人材確保等事業実施に向け、取り組んでいきます。

## (11) 妊婦健康診査事業

### 【 概要 】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

### 【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診対象者数	574	552	513	463

### 【 量の見込みと確保策 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	量の見込み	480	471	461	450	439
	確保策	480	471	461	450	439
差引		0	0	0	0	0
回数	量の見込み	6,720	6,594	6,454	6,300	6,146
	確保策	6,720	6,594	6,454	6,300	6,146
差引		0	0	0	0	0

### 【 今後の方向性 】

人口推計における0歳児の人数に14回を乗じた回数を量の見込みとしています。

母体や胎児の健康確保を図るため、引き続き積極的な受診を促します。

## 量の見込みの算出によらない事業

### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び幼稚園（未移行）における食材費（副食費）に対する助成を助成する事業です。

これまで利用実績はありません。

国の動向を見据え、必要に応じて助成を行います。

### (13) 多様な主体が制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

これまで実績はありません。

必要に応じて、地域ニーズに即した保育サービスの提供、新規参入支援、及び持続可能な施設・事業の運営支援を実施します。

## 5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

認定こども園は、幼稚園及び保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設です。

今後も3歳以上児の教育希望が見込まれることから、その確保体制が必要になってきます。幼稚園や認可保育所（園）から認定こども園への移行は有効な確保体制の1つであると考えます。

- 幼稚園及び認可保育所（園）から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を行います。
- 認定こども園、幼稚園及び認可保育所（園）の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び認可保育所（園）と小学校等との連携を推進します。
- 認定こども園、幼稚園及び認可保育所（園）は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を地域に根差した身近な場での保育を提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながることから、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携により、切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進していきます。
- 保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等の体制整備に努めます。
- 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行います。

## 6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月1日に施行されました。

この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されることとなりました。

- ・ 利用する保護者の利便性を考慮し、公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。
- ・ 特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう必要な様式や給付方法等について定めます。
- ・ 特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。